

人間力

永田 明正

人間は生きねばなりません。

人間には力があります。

人間力という力です。

人間力という力で生きつづけねばなりません。

それはどんな力かというと

決めたことをやりつづける力のことです。

決める力と

やりつづける力

このふたつが人間の力というものです。

決めることもなく

やりつづけることもないようではどうします。

人間なのだから

人間力で生きぬかねばなりません。

もうすぐ風薫る新緑の五月・・・イイね！！ 変異株流行で外出できませんが
また突然ですが、読んでくれれば嬉しいです！！＜3/4＞
1・2年生の復習をスタートさせましたか？緊急事態宣言下のGWを有意義に！
5月3日は「憲法記念日」5月5日は「こどもの日」です。

◆基本的人権の尊重を掲げているのが現憲法であり、児童憲章もまた子供たちの人権を守るために宣言され定められた。

◆しかし、新しい憲法改正草案で気になるのが、(9条と共に)災害や有事の際、人権などの憲法秩序を一時停止して政府に非常権限を与える案が改憲のテーマに浮上している点だ。
※現在も「緊急事態宣言」が出ている。しかし、これは「新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言」なので緊急事態の範囲は限定されている。しかし範囲が限定されなかったり、憲法に入れられるとなると意味合いが変わるかもね？・・・

◆この権限は「国家緊急権」ともいうらしい。しかし政府が憲法を破れる条項を憲法で定める「例外」はどうなのか？民主的に選ばれた多数派(政府)であろうと、民主主義や人権の破壊を許さないのが憲法の役目だ。だが、国家緊急権がその抜け道に使われるかも？

◆緊急事態条項＝国家緊急権は、ドイツやフランスの憲法にもあり、アメリカでは大統領がその権限を持っている。「法」については難しすぎて僕も無知だが・・・

戦争は、基本的人権を無視する。だから二度と戦争はしてはならないし・・・国家緊急権についても(憲法改正についても)、しっかりと考えていかないとね。

◆5月3日と5日が、たんなる祝祭日ではなく、意味の深い大切な祭日であることをあらためて進路指導通信を作りながら今年も感じました。家族で、是非話題に！！

緊急事態宣言下のGW、有意義に過ごしや！

コルク伝言板時計！まだ構想を練ってるなどと言いつける生徒、3年の自覚を持ちよ！

6月18日の校内学力診断テスト(1.2年の範囲)無勉強で臨むなよ！

読んでみましょう！

児童憲章 昭和26(1951)年5月5日宣言

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情が
つちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類と平和と文化に貢献するように、みちびかれる。